

議案第130号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>[3～5 略]</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>[3～5 同左]</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとする。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p>

[2 略]

3 任命権者は、前項の規定により休日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の休日、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

[4 略]

（年次休暇）

第9条 任命権者は、職員に対し、人事委員会規則の定めるところにより、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数の年次休暇を与えるものとする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（定年前再任用短時間勤務職員、

[2 同左]

3 任命権者は、前項の規定により休日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の休日、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

[4 同左]

（年次休暇）

第9条 [同左]

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員、育児

<p>育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項、第5条第1項及び第3項並びに第9条第1項の規定を適用する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。